

相續税ノ課税方法 (二、完)

神戸 正雄

第二段 相續税ノ課税標準

其一 純價值計算

相續税ノ課税標準ノ計算ニ於テ先ツ問題トナルノハ、其相續財産ノ價值計算方法デアルガ、此ニ於テ其總價值ニ依ルベキモノデハナクテ、純價值、即チ負債及其他ノ負擔ヲ總價值ヨリ引去リタルモノニ依ルヘキコトハ、相續人ノ相續ニヨリテ生ズル給付能力ヲ捕捉スル相續税ニハ當然ノコトデアル。此ニツキテハ既ニ學說モ一致シ(註一九)、實例モ一致シテ居ルカラ(註二〇)、多クノ説明ヲ要シナイ。

(註一九) しえふれー、こんらーど、ふなづけ、しえーる等一致ス。¹⁹⁾

(註二〇) 殆ンド凡ヘテノ國ニテ此税ハ純相續財産ニ課セラルル。佛國ガ未イ固此原則ニ對スル一例外デアツタ。併シ此國ニテ

モ一九〇一年ノ豫算法律ニテ純價值ニ課スルコトトシタ。²⁰⁾

其二 没收點

相續財産ニツキ没收點トイフ詞ハ何人モイハスコトデアアルガ、實際相續税ノ如キモノニハ一方ニ免税點ノアル以上、他方ニ斯カル没收點ガアツテモ良イ。餘リ大キナ財産ノ存在及其相續ニ

19) Schäffle, a. a. O. S. 424, Conrad, Grundriss. Fw. 2. Aufl. S. 41. Vocke, Fw. S. 13c. Scheel, a. a. O. S. 66.
20) Nitti, Principes de science des finances. p. 517. Bastable, l. c. p. 603.

ヨリテ生ズル存続ガ社會上有害ナルコトノ感ゼラルルコトトナルノ際ニハ、勢ヒ此沒收點ヲ設ル必要ニ迫マラレナクテハナラス。日本デ今之ヲ探ルトイヘバ其ニハ躊躇シナクレバナラスガ、他日其必要ヲ承認スルヲ至當トスルノ時來ラズトハ斷言ヲ得ヌ。此ガ制定ハマダ事實ニハ現ハレヌガ、學說トシテハ既ニ主張サレテ居リ(註二一)、立法府ニモ提案サレタコトガ度々アル(註二二)。兎モ角一ノ看過シテハナラス所ノ現象デアアル。

(註二一) みるハ曰ク、何人モ適度ナル獨立ノ額以上ヲ相続ニヨリテ得ルコトヲ許サルコトハ出來ナイト。²¹⁾
 (註二二) 佛國議會ニハ相続税ヲ現行ヨリモ一層重リスヘク、且ツ六等稅ヨリモ遠キ親族間ニ無遺言相続ヲ全廢スルコトガ屢々提案セラレタ。又數年前ニ直系相続ノ場合ニ法定相続及遺言相続ヲ五十萬弗ニ、他ノ場合ニハ十萬弗ニ制限スルノ案ガ米國イリノイテ議會ニ提案サレタコトガアル。²²⁾

其二 免 税 點

相続税ニ免稅點ヲ與フルノ至當ナルコトハ多クノ學者ノ一致スル所デアアル(註二三)。日本法ガ之ヲ認ムルモ固ヨリ不當デナイ(註二四)。其理由ハ第一ハ社會政策上(註二五)及給付能力原則上デ、小所得者ノ所得稅免除ト同一趣旨ニ出ル。第二ハ徵稅技術上デ(註二六)、餘リニ小ナル相続財産ニ一課稅スルコトハ煩ニ堪エズ、之ヲ敢テシタトシテモ、到底漏ルルモノヲ多ク生ズルヲ免レヌ。其結果ハ不公平ナル負擔ヲ生ズルコトニモナル。其故免稅點ヲ設ルノ外ナシトシテ、其高サハ其國ノ富ノ度ニヨリ一概ニ指定スルヲ得ヌ(註二七)。先ヅ絶對ノ標準ハナシト見テ良イ。タダ併シ從來被相続人ノ家族員タリシモノデ獨立營利能力ナキモノノ相続人タル場合ニハ他ノ者ヨリモ一

21) Mill, Principles of P. E. B. V. Ch. IX. § 1.

22) Inheritance tax laws. (61 th Congress. 1 st Session. Doc. N. 114) p. 8. West, l. c. p. 200.

23) Schäffle, a. a. O. S. 425.

層高キ免稅點ヲ與エ、課稅ノ結果彼等ガ生活シ得ザルニ至ラザル程度ヲ保障シナケレバナラヌ
 (註二八)。日本法ハムシロ家督相續ト遺產相續トヲ區別スルガ、此ハ日本ノ家尊重ノ特別事情ヨリ
 シテハ已ムヲ得ヌモノデアラウ。今一ツ此免稅點ニツキテ考フベキコトハ、特ニ此ガ小獨立農民
 ノ維持ノ上ニ適當ナリヤ否ヤトイフコトデアアル。家督相續ニ於ケル二千圓ノ免稅點デアルト、田
 地四五反ノ小農モ相續稅ヲ課セラルルコトニナル。其カ彼等ニ餘リニ冷酷デハナイカトモ考エラ
 ルル(註二九)。

(註三三) こんらいど、わるかい、しえふれい、しえーる、ぼるぐと、ふいすちんぐ、わぐな、えーべるぐ⁰²⁴⁾

(註三四) 稅法六條、

(註三五) わぐな、しえーる⁰²⁵⁾

(註二六) わぐな、ぼるぐと⁰²⁶⁾

(註二七) 試ミニ米國ノ免稅點ヲ舉ゲルト⁰²⁷⁾

直系
 最高 二萬五千弗(ろいどあいらんご)
 最低 二百弗(ぼるごりこ)

傍系
 最高 一萬弗(ねばだ、うーた)
 最低 〇 (ぜんろじあ、るいじあな、みぞり、ねばだ、にゆーばんふしあ、のーすかるりな、のーすだこた、ば
 ーもんご、ばーじにあ、わしんごん、うえすさばーじにあ)

(註二八) ふなつけハ最小ノ相續部及遺產ノ免稅ハ、缺クコトヲ得ヌカ、此際受領者ノ地位及其租稅能力ヲ考察シナケレバナラヌ
 トイヒ、うえすさば寡婦ト未丁年ノ小供トハ全ク免稅スルカ又ハ生活維持ノ爲メニ十分ナル所得ヲ生ズル額ヲ超ユルダケニ
 テノミ課稅サルヘキデアルトイヒ、しえふれいハ相續人ハ家族財産ヨリ間接ニ、即チ被相續人ヨリ利用シタリシヨリハ何モ

論說 相續稅ノ課稅方法(二完)

第七卷 (第六號 三三) 七四九

24) Conrad, a. a. O. S. 40. Walcker, Fw. S. 57. Schäffle, a. a. O. S. 425.
 Scheel, a. a. O. S. 63. Borcht, a. a. O. S. 162. Fuisting, a. a. O. S. 69.
 Wagner, a. a. O. S. 591. Eheberg, a. a. O. S. 315.
 25) Wagner, ebenda. Scheel, ebenda.
 26) Wagner, ebend u. Borcht, ebenda.

ノチモ直接ノ財産ニ附加サレナイ(相續ノ爲メ)。テ少クトモ子孫ト夫婦トニハ免稅最小限ガ許サルヘキデアルトイヒ、又ハ
 べるハ直系昇及尊屬及夫婦ノ課稅ニハ免稅サルヘキ最小額ヲ相對的ニ高ク定メ、其利子ガ相續人ニ必要ナル生活維持費ナ
 與フル處ニテ初メテ高キ課稅ヲ爲スコトガ勸メラレナケレバナラヌトイフ。²⁸⁾

(註二九)あるさるつくハゼーりんぐカ一九〇四年ノうぬんニ於ケル社會政策學會ニテ爲シタル講演(既ニ多クノ農民ハ乏シ
 キ勞働賃金ヲモ儲ケル地位ニ居ラナイ。何トナレバ彼等ガ既ニ其固有ノ勞働收益ヲモ、債權者ニ質ニ人レテ居ルカラトイフ)
 ナ引用シテ、農民ノ相續税ニヨリ其上ノ壓迫ニツキ訴ヘタル所デアル。²⁹⁾此事ハ昔日本ニ當テテ考エルコトガ出來ル。

第二段 相續税ノ稅率

其一 累進 方法

相續税ノ稅率ヲ累進トスルノ適當ナルコトハ、少クトモ累進贊成論者ノ一致シテ認ムル所デア
 ル。タダ其ノ累進ノ方法ニハ色々ノガアリ得ル所デ、此場合ニハ普通ノ稅ノ如ク課稅標準ノ金額
 ノ大小ニ依ルモノノミナラズ、特ニ親等ノ遠近ニ依ルモノガアリ、此二ノ標準ニ依ル累進ガ最普
 通ニ唱ヘラレ、其ニ若干ノ異論ハアルガ(註三〇)、多クノ人ノムシロ承認スル所デアル(註三一)、予モ
 亦之ヲ認ムル所デアルガ、但ダ此外、尙更ラニ相續者ガ被相續者ノ家族員(事實上ノ)ニシテ被相
 續者ガ別ニ勤勞所得ヲ有チタリシヤ否ヤトイフコトト(註三二)、其如何ヲ問ハズ相續者自ラノ所得
 ノ有無大小ト(註三三)ニ依ルノ累進ヲ附加スルヲ必要ト思フ。相續人ガ被相續人ノ家族員ニシテ被
 相續人ガ別ニ勤勞所得ヲ有チタル場合ニハ其ノ然ラザル場合ヨリモ、相續人ガ相續財産ニ對シ
 テ特ニ或物ヲ得タト感ズル度ガ弱ク、隨フテ給付能力ガ一層小イ。又相續人自身ガ小サナ所得ヲ

28) Vocke, Fw. S. 134. West, l. c. p. 207. Schäffle, a. a. O. S. 425. Eheberg, a. a. O. S. 315.

29) Altrock, Gedanken über die Reichserbschaftssteuer. S. 5-6.

モツ場合ニハ大キナ所得ヲモツ場合ヨリモ、相續財産ヲ一層大切ナモノト見ルコトナリ、隨フテ給付能力ガ一層小イ。其レデ此ニ顧慮シテ或累進ヲ附加スルヲ至當トスルガ、其ニハ夫ノ相續財産ノ大小ト親等ノ遠近トニヨル累進率ノ上ニ、先ツ相續人ガ被相續人ノ家族員ニシテ、被相續人ガ勤勞所得ヲ有セザリシ場合ニハ別ニ或率例之百分一ヲ加ヘ、相續人ガ全ク被相續人ノ家族ノ外ニ在リシ場合ニハ例之、百分二ヲ加フル。次ギニ相續人ノ所得ノ大小ニ應ジテ例之所得

五百圓以下

○

五百—一千圓

百分一

一千—二千圓

百分二

トイフガ如クニ定メタル附加率ヲ附加スルコトトスベキデアル。斯クスルコトガ出來レバ一ニハ又夫ノ被相續人ガ其存生中ニ相續人タルヘキ者ニ財産ヲ贈與シ又ハ相續人タルヘキ者ノ名ニテ財産ヲ買入ルルコトニヨツテ、他日ニ於ケル相續稅ヲ免レントスルモノヲ多少捕捉スルヲ得ルコトニナルノ利ガアル。尤モ日本ノ所得稅ノ如ク種別課稅ヲシテ居テハ、相續人ノ所得ヲ統一的ニ精密ニ知ルコトガ難ク、隨フテ右ノ方法ヲ實行スルコトヲ得ザルヲ免レナイ(註三四)。

(註三〇)(A)親等ニヨル累進ノ反對者例之、ばーりゆーハ曰ク、相續ノ理論ノ中ニ此親等ニ依ル累進ヲ説明スルモノナシト。ふいすちんぐハ曰ク、人ガ特段ナル利益ヲ課稅ノ決定的ノ根據ト認ムレバ、(而シテ相續稅ノ他ノ理由ハ一般ニ可能デナイ)親等ニヨリテ分級スヘキモノデナイ。何トナレバ利益ノ標準ハ此ニ依ラナイテ、唯ダ相續財産ノ大サニヨツテ定マルカヲト。ふむつげモ亦タ相續稅ハ親等ニヨツテ分級スヘカラズトイフガ、其意ハ此ト他ノ交通稅トノ關係上、之ノミヲ親等ニヨリ分級スルチ不公平トスルノニアル。彼ハ他ノ處ニテハ親等ニヨル累進ガ家族ト相續權トノ關係ノ正當ナルモ不明ナル感情ニ基

クコトナズ。³⁰⁾

(B)金額ノ大小ニ依ル累進ノ反對者——ふあいふあいハ累進相續税ノ累進所得又ハ財産税ト同様ニ不良デアツテ、同一理由ヨリ排斥スベキモノデアルトイヒ、ふなつげハ累進課税ハ唯ダ人ノ全給付能力ノ割合ニテノミ理由附ケラレ得ル、又其ノ假定ガ此相續税ノ場合ニハタダ非常ニ偶然ニノミ當ル故ニ、此ヲ公正ニ適フモノト認ムルヲ得ナイトイヒ、しえらハ特ニしえふれノ相續税ニ所得税并ニ財産税ト同一ナル税率ヲ課スルノ要求ニ對シテ、此ハ行ハレナイ。何トナレバ第一ニハ相續税ニ存スル累進ノ二重性ノ爲メニ、第二ニハ夫ノ二税ニ於ケル税率ノ不十分ナルコトノ爲メニアアルトイフ。³¹⁾

(註三一)(A)親等ニヨル累進賛成説——例之、ちうハ之ヲ正當トシ、其理由ハ近キ親等者ハ多クハ既ニ前ニ相續財産ヲ多少享樂シ、之ヲ多少自分ノ物ト見、隨フテ相續ノ出來事ガ彼ニトリテ全ク新流入及僥倖テナイトイフニアアルトス。わぐぬモ略ホ同様ノコトチイフ。あだむすモ類似ノコトチイヒ、即チ直接ノ相續人ト遠キ相續人トノ税率ノ相違ハ前者ノ相續財産ニ於ケル倚屬ガ遺附者ノ死ニヨリテ變ラザルコトニ基クトイフ。しえらハ親等ニヨル分級自身ハ一般正義ニ適スル。累進ガ重要ナル經濟上ノ重要チモツ。相續人ガ被相續人ニ近クレバ近キホド即チ第一位ニ直系身屬ナレバ、愈々彼ハ其教育、生活方法、社會的地位及經濟的實證ニ於テ其存在ノ基礎トシテ相續財産ヲ計算シ又ハ其大小部ヲ計算シタ。親等ガ遠ケレバ遠キホド此ガ少イトイヒ、うえずモハ親等ガ遠クナレバナルホド、獲得ガ一層偶然トナル。此稅ヲ拂フコトニ含まレタル犠牲ハ一層小ナルヘキデアアル。此考ハ論理上親等ニヨル累進ヲ結果スルトイフ。へつけるハ親等ニヨル給付能力ノ差異ヲ認め、尙ホ別ニ法律ノ規定スル所ハ勿論、其規定ナキ所ニモ事實上倫理上存スル所ノ家族員ノ扶養義務ノ補償トイフコトナモ此累進ノ一理由トスル。其他うんぶんばつば、せりぐまん、ばすてーぶる、こんらざ、しえふれ、ふあいふあいモ累進ヲ認ムル所デアアル。³²⁾

(B)金額ノ大小ニヨル累進賛成説——例之、みるハ大額ニ於ケル累進原則ノ適用ハ一般稅ニハ拒絕スヘキデアアルガ、此稅ニハ正當ニシテ便宜ニ適フガ如シトイヒ、ぼるぐモハ相續財産ノ大サニヨル税率ノ適度ナル累進ハ公正ナルガ如シトイフ。ふいすちんぐハ相續財産ノ大サノ増スト共ニ、(國家制度ノ)利益ノ度ノ上ホルコトニヨリ此累進ヲ認め、しえふれハ二大直

- 30) Beaulieu, Traité de la science des finances, 5 éd. I. p. 511. Fuisting, a. a. O. S. 72. Vocke, Abgaben & c. S. 620. Derselbe, Fw. S. 127.
- 31) Pfeiffer, Die Staatseinnahmen. II. S. 312. Vocke, Fw. S. 123. Schöler, a. a. O. S. 80-1.
- 32) Rau, Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. II. S. 207. Wagner, a. a. O. S. 589-590. Adams, Science of finance, p. 361. Schöler, a. a. O. S. 77. 79. West, l. c. p. 207. Heckel, a. a. O. S. 422-423. Umptenbach, Fw. S. 371. Seligman, Essays in taxation. 8ed. p. 129. Bastable, l. c. p. 595. Conrad, a. a. O. S.

接一般税(所得及財産税)ニ於ケルト同一税率ノ適用ニ基ツケ、しえらーハ大サニヨル累進ハ所得及財産税ノ補完税トシテノ相續税ノ原則ヨリ生ズトイヒ、ばすてーぶるハ一方ニ相續税ガ還元サレタル所得税ト見ルヲ得ルコトニ此累進ノ至當ヲ認メ、他方ニ、富ノ一層其キ分配ナススル希望ガ累進ノ反對者ヲモ此場合ニハ贊成セシメタ。所得税ノ場合ニ累進ヲ不適當トナラシムル技術的困難ノ或モノガ此ニハナイ。此場合ニハ死者ノ全體ノ富ノ報告ガ作ラレナケレバナラヌ。隨フテ此税ノ賦課ハ比較的容易ナルトイフ。べるぎうすモ亦タ、自己ノ努力ニヨツテ得ザリシ人ノ手ニ、頗ル大ナル財産ノ蒐集サルルコトニ反對スル爲メニ、各人が贈與、遺言又ハ相續ニヨツテ得ルモノノ限界ヲ定ムルコトガ勸ムベキデ、此ヨリシテ此ニ累進原則ヲ排斥スヘカラズトイフテ居ル。尙ホうんぶえんばつはモ此累進ヲ認ム³³⁾

(註三二) あだむすみすハ父ノ死ハ彼ト同家ニ生活スルガ如キ小供ニハ所得ノ増加ヲ件フコト希デアル。往々ニシテ所得ノ大減少ヲ件フ。併シ既ニ分前ヲ受ケ、自身ノ家族ヲモテ、別ノ資源ニテ維持サレ、其父トハ獨立シタル小供ニ來ル相續財産ハ、其財産ノ眞ノ増加デアラツトイヒ、えーべるひハ被相続人ノ家庭ノ中ニ屬シ其勤務ニ立チタル人々ヘノ相續ハ有利ニセラハキモノデアルトイヒ、こーんハ普通ノ財産状態デヘ、家長ノ死及其嫡子ニヨル相續ノ開始ハ往々ニシテ相續人ニトリテ財産地位ノ改良ヨリハ不其ヲ齎ラスコトヲ認メナケレバナラヌ。隨フテ斯カル相續ヲ免除シ又ハ少クトモ一層低ク課税スルコトヲ至當トスルトイヒ、せりぐまんハ相續財産ガ自立ノ直接相續人又ハ傍系親ニ行クトキハ、此ニ租税ヲ拂フ能力ノ決定的增加アリトイヘルトイヒ、しあんつハ人が既ニ獨立シ最早家族内ニ生活セザル小供及夫ヲ輕小ナル度ニテ、反之妻又ハ營利不能及未丁年ナル小供(尙ホ固有ノ額麩ヲ有ダズ、一家族内ニ尙ホ在ル所)ニハ大ナル額ヲ免除スルトキニ略ホ正當ニ課税スルコトトナルヘシトイフ³⁴⁾

(註三三) しあんつハ曰ク、左ナクトモ大ナル所得ヲ有ツ者ニハ、相續税ガ貧乏人ニ對スルト精密ニ同ノ大サナルコトヲ要シナイト³⁵⁾

(註三四) 相續税ニ關スル累進可能トシテハ此外ニ相續期間ノ長短ニヨル累進ガアリ得ル。此ニ更ニ二ツアツテ、一ハ過去ニ於ケル被相續人ノ相續期間ニヨルモノデ、他ハ未來ニ於ケル相續人ノ蓋然的相續期間ニヨルモノデアアル。併シ前者ハ其間ニ

83) Mill, l. c. B. V. Ch. II. § 3. Borght, a. a. O. S. 162. Fuisting, a. a. O. S. 68. Schäffe, a. a. O. S. 427. Schöler, a. a. O. S. 80. Bastable, l. c. p. 594-5. 596. Bergins, Grundsätze d. Fw. S. 253. Umpfenbach, ebenda.
 84) Adam-Smith, Wealth of Nations. B. V. ch. II. Pt. II. Appendix to Art. I & II. Eheberg, a. a. O. S. 315. Cohn, System d. Fw. S. 473. Seligman, l. c. p. 134. Schanz, Studien zur Geschichte und Theorie der Erbschaftsteuer. (F. A. XVIII Jg.) S. 673.
 85) Schanz, ebenda. S. 672.

於ケル所有財産ノ變動ヲ精密ニ計算スルコトガ困難デアルノミナラズ、相續人ノ給付能力ヲ捕捉スベキ相續税ノ目的ニモ合シナイ。後者ハ少年者ニシテ能力乏シキ相續人ニ重キ課税ヲ爲シ、老年ニシテ能力大ナル者ニ輕キ税ヲ課スルコトトナリテ、相續時ニ於ケル相續人ノ給付能力ヲ見テ適切ナル課税トイヘザルコトニナル。何レモ採ルヲ得ナイ。

其二 税率ノ高サ

一體相續税ハ他税ト異リ年々課スルモノデナイカラ、他税ニ比シテハ何レカトイヘバ高クテモ良イ(註三五)。然リトテ餘リニ高クスルコトニモ注意ヲ要スルモノガアルガ(註三六)、兎モ角今日ノ日本ノ其ハ(註三七)ムシロ低キニ失スルト思ハルル。家督相續ノハ特別ノ意味ガアルニヘ、當分此儘トシテモ、遺産相續特ニ其遠親等者ヘノニ至テハ大ニ之ヲ高メテ然ルベシト考ヘル。

(註三五) あだむすハ曰ク、此税ノ税率ハ回期的所得ニ於ケルヨリモ通例一層高シト。³⁵⁾

(註三六) ばすてーぶるハ曰ク、此税ヲ十分高キ點ニ置クコトニヨリテ貯蓄ノ進行ガ近世國家イ最繁盛ナル處ニテモ止メラルコトトナルテアラウ。其故ニ斯カル危険ヲ避ル爲メニ賦課率ニ於テ相當ナル制限ヲ考フコトガ必要デアアル。次ニ又財政上、

高キ税ニハ脱税ノ危険ガアルト。³⁹⁾

(註三七) ノ税率ハ 家督相續 最低 〇、五% 最高 八、五%
遺産相續 最低 一、% 最高 一、一、%

米國テハ州ノミハ直系傍系ナ同ニ取扱フガ、他州テハ直系ヲ傍系ヨリモ低率トシ

直系 最低 〇、五% (ろーじあいらんど) 最高 一、五% (かりふなるにあ)
傍系 最低 一、% (でらうえあ) 最高 三、〇% (かりふなるにあ)

獨逸テハ遠親等ニ行クモノニ二五%ノ最高率ガアル。⁴⁰⁾

第四段 相續税ノ收納方法

36) Walcker, a. a. O. S. 57.
37) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I. S. 434.
38) Adams, l. c. p. 360.
39) Pastable, l. c. p. 592.
40) Bancroft, l. c. p. 6-8, Inheritance tax laws. p. 8.

其一 納税猶豫及宥恕

相續税デハ相續人ガ相續ニヨツテ給付能力ヲ生ジタト見テ課税スルトハイヘ、直チニ之ヲ取立テテハ、彼ガ財産ヲ賣却シテ納税スルコトナリ、其財産ハ國民經濟ヨリイヘバ何人カノ手ニ於テ利用サルルコトトナルカラ其モ別ニ憂フル程ノコトテナイトハイヘ、兎モ角其相續人ガ折角被相續人ヨリ繼承シタル財産ヲ減少スルコトトナルノガ氣ノ毒デアリ、特ニ家族制ノ下ニハ一層此ガ躊躇スヘキモノデアルカラ、一定條件ノアル場合ニハ納税猶豫ヲ認メル。又短期間ニ屢々相續アル場合ノ如キモ、其場合ニ矢張り相續人ノ給付能力カライヘバ別ニ宥恕スルニ及バヌガ、財産元本ノ維持ヲ計ル上カラハ之ヲ宥恕スルノヲ穩當トスル。斯カル譯デ日本法ニモ此等ノ猶豫及宥恕規定ガアル。其ニツキテハ予ハ別ニ異論ヲ唱フルモノデナイ(註三八)。

(註三八) 拙論文『相續税ト財産課税』ノ註一七、一八、一九参照

其二 印紙納税

相續税ノ納税ニハ古クヨリ印紙納税ノ例ハアル(註三九)。デ之ガ印紙納税ノ便利ナルコトモ認メナケレバナラヌ。併シ夫ノ手數料的ノ輕イ税ナラバ兎ニ角デアルガ、今日ノ發達程度ニ於ケル頗ル重キ此税ヲスベテ印紙納税トスルノモ考物デアアル。其レ故此ハムシロ現金納税ヲ原則トシテ印紙納税ヲモ認ムル位ニ定メルノガ最穩當デアラウ。

(註三九) わいせんすたいんに依ルト普魯西ノ封建時代及專制時代ヲ通シテ此税ガ印紙ノ形ニテ取ラレタトイフコトデアアル(41)

41) Weissenstein, Die preussische Erbschaftssteuergesetzgebung z. Z. d. Feudalismus und Absolutismus. S. 176.